



環境報告書

2019

獨立行政法人

中小企業基盤整備機構

目 次

はじめに.....	1
1. 中小機構について	2
2. 報告書作成の基本的要件	8
3. 環境保全に配慮した取り組み概要	
(1) 事業活動における環境配慮の方針	8
(2) 環境保全に配慮した取り組みの推進体制.....	8
(3) 環境保全に配慮した取り組みの概要	9
1) 温室効果ガス排出抑制のための実行計画.....	9
2) 平成30年度の具体的取組.....	11
3) 仮施設整備事業、インキュベーション事業における取り組み	17
4. 環境報告書の記載事項に関する告示との比較.....	30
5. 中小機構本部・地域本部等 所在地一覧.....	31

はじめに

本報告書は、平成17年4月に施行された「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき作成しました。

中小企業・小規模事業者は、日本の総企業数の99.7%を占め、雇用の7割を支える日本経済の屋台骨であり、地域経済の発展に欠かせない存在です。

中小機構は、日本で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的な実施機関として、中小企業・小規模事業者が抱えるさまざまな経営課題の解決に貢献してまいりました。事業承継や人手不足、生産性向上など喫緊の課題はもちろん、変わりゆく時代の先を見据え、グローバル化やデジタル化などの構造変化に対応する支援を徹底して行っています。

また、全国358万の中小企業・小規模事業者の皆様にご利用頂ける支援を目指して、全国の中小企業支援機関の皆様と連携し、万全なサポート体制を構築しています。

中小機構の役割は、「中小企業や地域社会の皆様により多彩なサービスを提供することを通じ、豊かでうるおいのある日本をつくる」ことです。今後も中小企業・小規模事業者、さらには日本経済の発展に寄与すべく、役職員が一丸となって全力を尽くしてまいります。

事業の実施にあたっては、効率的な運営を図るとともに、温室効果ガス抑制の取り組み、環境汚染の防止等への配慮を心がけ事業を推進してまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構
理事長 豊永 厚志

1. 中小機構について

- 名称：独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）
Organization for **S**mall & **M**edium Enterprises and **R**egional Innovation, **J**APAN
- 根拠法律：独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年12月法律第147号）
- 設立：平成16年7月1日
- 代表者：理事長 豊永 厚志
- 資本金：10,694億円（平成31年4月時点）
- 役員：13名（平成31年4月時点）
- 職員数：748人（平成31年4月時点）
- 本部所在地：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル
- 地域本部等：北海道本部、東北本部、関東本部、北陸本部、中部本部、近畿本部、中国本部、四国本部、九州本部、沖縄事務所、南九州事務所
- 中小企業大学校：旭川校、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、直方校、人吉校

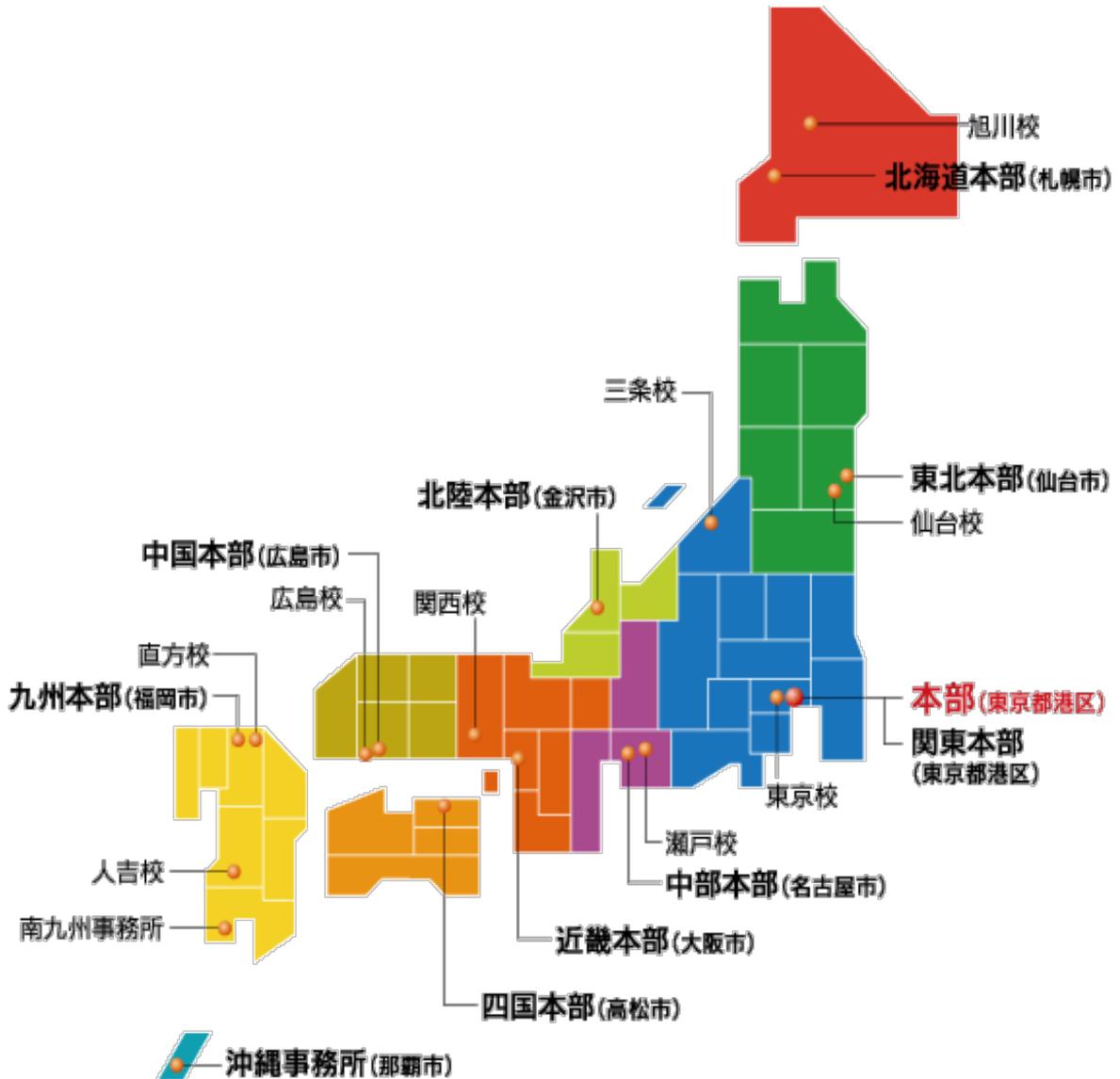
○中小機構の Visual Identity :

中小企業の「自ら前進する力」と中小機構の後方から「基盤的に支える力」を二本の矢印「タンデムアロー」としてデザインしています。1本目の矢印は、未来を切り拓く情熱を象徴するパッションオレンジを、並走する二本目の矢印には力強いブラックを使用し、中小企業成長支援のための基盤をつくる中小機構の役割を表現しています。

コミュニケーションワード「Be a Great Small.」は、「規模の大小に関係なく、偉大な価値を生み出す、かけがえのない存在」として中小企業を表現するとともに、中小企業へのリスペクトを込めた言葉です。



全国に広がるサポート体制



☆ 本部、各地域本部の所在地、連絡先については、末尾掲載の所在地一覧をご参照ください。

事業のご案内

中小企業・小規模事業者が抱えるさまざまな経営のお悩みについて、きめ細やかなサポートを行っています。経営課題に応じたアドバイスや人材育成、資金的なサポートなど幅広い支援メニューを取り揃え、中小企業を応援します。

事業の創出

起業・創業

・インキュベーション

全国 29 ヶ所にインキュベーション施設を展開。常駐する専門家が早期の事業化を一貫してサポート。

・FASTAR

ベンチャー企業の資金調達や事業提携に向けた、伴走型の短期集中型アクセラレーター（成長加速化）支援。

・TIP*S・BusiNest

起業・創業を目指す方の交流や学びの場を提供し、創業前・創業初期段階における実践の第一歩をサポート。

・Japan Venture Awards (JVA)

次なる日本のリーダーとして果敢に挑戦する起業家を表彰し、ロールモデルとして広く紹介。

・起業支援ファンド

設立5年未満の創業、成長初期段階のベンチャー企業への投資を目的としたファンドに対して出資。

事業の発展

新事業展開

・ 販路開拓・マッチング支援

展示会・商談会やマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」、Eコマースの活用などにより販路開拓をサポート。

・ 海外展開支援

海外市場に知見が深い専門家によるアドバイスや、海外現地への調査、ビジネスパートナーの発掘などを支援。

・ 地域新事業創出

地域新商品・新サービス開発や新連携、地域資源活用、農商工連携の支援メニューを通じて新事業展開をサポート。

・ 中小企業成長支援ファンド

中小企業の成長・発展を目的としたファンドに対して出資。

資金支援（高度化事業）

中小企業が共同で利用する施設を整備する事業に対し、地方自治体と連携して融資や専門家のアドバイスにより支援。

事業の継続

事業の承継・再生

・ 事業承継支援

セミナー・フォーラムの開催による情報提供や、専門家のアドバイスにより後継者へのバトンタッチをサポート。

- ・ **事業引継ぎ支援**

全国の「事業引継ぎ支援センター」と連携し、第三者へ事業を引継ぐためのマッチングを支援。

- ・ **事業再生支援**

全国の「中小企業再生支援協議会」と連携し、事業再生に向けたアドバイスや再生計画策定をサポート。

- ・ **中小企業再生ファンド**

中小企業の再生支援を目的としたファンドに対して出資。

共済制度

- ・ **小規模企業共済**

小規模企業の経営者や役員の方が、廃業や退職時の生活資金などのために積み立てる共済制度。

- ・ **経営セーフティ共済**（中小企業倒産防止共済）

取引先の倒産時に、無担保・無保証人で掛金総額の10倍まで、迅速に必要な事業資金を借り入れできる共済制度。

震災復興・災害対応

- ・ **被災事業者支援**

地震や豪雨などで被災した企業へのさまざまな支援。

- ・ **災害に対する備え**

緊急時の備えとなる事業継続計画（BCP）策定などをサポート。

経営相談

経営課題の解決

・ 経営相談

オンライン、対面、電話、メールなど、希望に応じた方法で、経営に関するさまざまな課題に各分野の専門家がアドバイス。

・ ハンズオン支援（専門家派遣）

個別の経営課題に応じて、豊富な経験と実績を持つ専門家チームを派遣して支援。

・ ものづくり支援

技術開発における計画策定から事業化までを、専門家のアドバイスによりサポート。

人材育成

中小企業大学校

・ 研修・セミナー

全国 9 ヶ所の中小企業大学校や、各地域本部において、経営に役立つ実践型の研修・セミナーを開催。

・ サテライト・ゼミ

全国各地の支援機関や金融機関などと連携し、少人数参加型の研修を実施。

・ WEBee Campus（ウェビーキャンパス）

インターネットや web 会議システム、動画教材により、職場にしながら受講できる研修を提供。

☆各事業の詳細については、中小機構ホームページ(以下URL)もご覧ください。

<https://www.smrj.go.jp/>

中小機構

検索



2. 報告書作成の基本的要件

範囲：中小機構本部、地域本部、中小企業大学校を中心として、インキュベーション施設や仮設施設（工場・店舗等）。

期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

分野：対象範囲における事業活動全般を通じた環境に配慮した取組み及び環境負荷低減のための推進活動を基本的要件として作成しています。

3. 環境保全に配慮した取組み概要

（1）事業活動における環境配慮の方針

中小機構は、深刻化する地球温暖化、産業廃棄物の環境汚染問題について、緊急な社会問題であることを認識し、事業活動において、全職員が環境に関する法令を遵守し、環境保全に対する取組みを理解し、機構業務を遂行することを基本的な方針としています。

こうした方針に加えて、ホームページにおいて環境対策に関するセミナー開催の案内や省エネに関する情報の発信、また専門家によるアドバイス等を通じて、中小企業の皆様に環境対策に関する情報を提供するとともに、環境報告書により、中小機構の事業紹介と環境配慮への積極的な取組みを公開し、企業者の理解と信頼を得るように努めてまいります。

（2）環境保全に配慮した取組みの推進体制

機構内の環境保全に配慮した取組みの推進体制として、総務部（全体総括、温室効果ガス排出抑制）、財務部（グリーン調達、職員宿舍改修、中小企業大学校施設改修、工事技術基準作成）、経営支援部（省エネルギー対策支援）、創業・ベンチャー支援部（インキュベーション施設整備事業）、震災復興支援部（仮設施設整備事業）の担当で推進体制を構成しています。

(3) 環境保全に配慮した取り組みの概要

1) 温室効果ガス排出抑制ための実行計画

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」、「経済産業省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画」等に基づき、「独立行政法人中小企業基盤整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実行計画」を平成31年3月4日に策定しました。

実行計画の概要は以下のとおりです。

i 実行計画の概要

I. 対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、本部及び地域本部（沖縄事務所、南九州事務所、中小企業大学校を含む。）において機構が行う事務及び事業

II. 対象期間

2019年度から2023年度

III. 目標

2012年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2023年度までに18.8%削減する（別表1）

IV. 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出実態の把握

計画期間中、各年度における電力・燃料・ガソリンの使用量の把握に基づき、中小機構の事務及び事業に伴い排出される当該年度の温室効果ガスの総排出量の推計を行う。

V. 具体的な措置の概要

1. 財やサービスの購入・使用に関する取組

- (1) 次世代自動車の導入
- (2) 自動車の効率的利用
- (3) 環境物品等の調達推進
- (4) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- (5) 用紙類の使用量の削減

- (6) 温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択
- (7) 製品等の長期使用等
- 2. 建築物の建築、管理等に関する取組
 - (1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底
 - (2) 改修工事等に係る温室効果ガスの排出の抑制等
- 3. その他の事務・事業に関する取組
 - (1) 省CO₂に資する適正な施設の運用管理
 - (2) ごみの分別
 - (3) 廃棄物の減量
- 4. 職員に対する情報提供
 - (1) 職員に対する地球温暖化対策に関する情報提供
 - (2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

別表 1

単位 ; kg-co2 (電気使用量は kWh)

	2012	2023目標	2012比
公用車燃料	210,923	105,462	▲50.0%
電気	3,578,704	2,495,352	▲30.3%
(電気使用量)	7,226,332	5,222,715	▲27.7%
施設燃料	2,524,446	2,524,446	0.00%
合計	6,314,073	5,125,259	▲18.8%

2) 平成30年度の具体的取組

i 財やサービスの購入・使用に関する取組

①低公害車両の導入、自動車の効率的利用

中小機構では、支援先中小企業者や関係機関への訪問やインキュベーション施設の管理等のため公用車（業務用車両）を使用していますが、業務上の必要性や地域の交通事情、顧客利便の維持に配慮しつつ、効率的な利用を図ると共にハイブリッド車両等低公害車両への転換に取り組んでいます。

②グリーン調達推進

中小機構は、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、製品やサービスの購入に際し、できる限り環境への負荷の少ない物品等を優先して選ぶグリーン調達を進めています。

毎年「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、公表するとともに、その実績についても公表しています。

ア. 平成30年度の調達の目標

特定調達物品等については、21分野275品目を対象として、品目毎に判断の基準を満たす物品を調達する（調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%）。

特定調達物品等以外の環境物品等の選択に当たっては、エコマークやエコリーフ等を参考にして、環境への負荷低減に資する物品等の調達に努める。

イ. 調達実績

特定調達物品等のうち物品・役務については、調達した143品目について、判断の基準を満たす適用品を100%調達することを目標といたしておりましたが、紙類にお

いて1品目、文具類において1品目および移動電話等において1品目の基準に満たないものがありました。

公共工事については、合板等4品目について、判断の基準を満足する適用品を100%調達しております。

平成30年度に調達した主な特定調達品実績表

分野	品目	目標値	目標達成率
紙類	コピー用紙	100%	99%
	フォーム用紙	100%	100%
文房具	ボールペン	100%	100%
	マーキングペン	100%	100%
	のり	100%	100%
	ファイル	100%	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	91%
	ノート	100%	100%
	付箋紙	100%	100%
	額縁	100%	100%
	オフィス家具	いす	100%
机		100%	100%
画像機器等	コピー機等(複合機・リース)	100%	100%
	トナーカートリッジ	100%	100%
OA機器	電子計算機(購入)	100%	100%
	電子計算機(リース)	100%	100%
移動電話等	携帯電話	100%	50%
家電製品	テレビジョン受信機(購入)	100%	100%
	冷蔵庫	100%	100%
自動車等	一般公用車(リース)	100%	100%
役務	印刷	100%	100%
	引越輸送	100%	100%
公共工事	製材等(合板)	100%	100%
	建設機械	100%	100%

③用紙類の使用量の削減

会議や打ち合わせにおいて、情報端末機器を利用、また打ち合わせスペースへのモニター設置によりペーパーレス化を進め、用紙類の削減に取り組んでおります。

④電力契約の環境配慮契約への移行

中小企業大学校及びインキュベーション施設のうち機構が運営を行っている施設における電力需給契約について、平成25年10月に機構が定める環境配慮基準（①CO₂排出係数、②未利用エネルギー活用、③新エネルギー導入、④グリーン電力証書調達者への譲渡予定の評点合計が基準点以上）を満たしていることを参加条件とした一般競争入札を実施し、これにより温室効果ガスの一層の排出削減を目指しております。

なお、平成30年度は電力需給契約の実績はありません。

ii 建築物の建築、管理等に関する取組

①施設修繕における環境対策

全国に9校設置している中小企業大学校における改修工事においては、次のような環境負荷の低減に配慮した取り組みを行っています。

老朽化した中小企業大学校施設の改修や設備の更新を行う際には、省エネルギー化を図ることを前提に設備機器の選定を実施しています。

中小企業大学校施設改修工事における環境負荷低減の事例を以下に紹介します。

【事例1】館内照明設備のLED化：[省エネルギー]

各大学校において、教室や廊下等の照明設備を従来の蛍光灯照明からLED照明に設備を改修することにより、使用電力量の削減と蛍光管の取替え作業削減による廃棄物処理量の削減を行っています。また、階段やトイレに関しては人感センサーを設置し、無駄な点灯時間をなくすことで、省エネルギー化を図っています。



(写真1 直方校宿泊棟階段)



(写真2 瀬戸校トイレ)

【事例2】個別空調方式導入による空調設備の更新：[省エネルギー]

従来の全館空調方式（冷温水発生機による冷暖房）から個別空調方式（パッケージ型エアコンによる冷暖房）へ見直しを行い、少数利用対応のための建物全体の空調機器を動かすための無駄なエネルギーを削減できています。また、全館空調方式では季節の変わり目（春→夏、秋→冬）に機械の運転切替に要していた維持管理コストを削減でき、故障時の修理も比較的容易に対応が可能となっています。現時点では、広島校と人吉校のみとなっておりますが、先行事例の運用状況等を考慮しつつ、今後は他の大学校においても空調設備更新時に導入を検討してまいります。



(写真3 人吉校事務室)

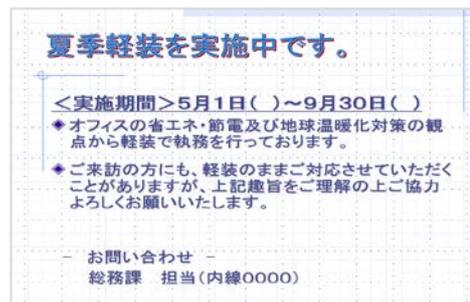


(写真4 広島校宿泊室)

iii その他の事務・事業に関する取組

①継続的な省エネルギーへの取組

本部における執務スペース・会議室等における業務実施時間以外の消灯の徹底等により節電に取り組むとともに、テレビ会議システムの活用による出張の削減（移動エネルギーコストの削減）、夏季軽装（クールビズ）実施による冷房の抑制に心がけております。



来訪者に対する掲示（クールビズの実施）

②環境負荷低減のための推進活動

中小機構では、中小企業及び中小企業支援担当者の方々に対してアドバイスの実施、ホームページを通じた情報発信等を通じて、環境負荷低減のための推進活動を行っています。平成30年度は以下の活動を行いました。

・情報提供事業（個別相談等）

中小企業者が環境問題に的確かつ円滑に対応できるよう、電話、FAX、e-mail 等による個別相談対応を行いました(対応件数15件)。また、中小機構ホームページ(J-Net21)において省エネ関連のイベントや環境関係法規に関する情報提供を行い、中小企業者による環境負荷低減を推進しました。

iv 平成30年度の温室効果ガスの総排出量の推計

温室効果ガス排出抑制の取組みの効果を確認するため、平成30年度における電力使用量及びガソリン使用量、施設燃料使用量の把握を行い、これに基づき中小機構の事務及び事業に伴い排出される当該年度の温室効果ガスの総排出量の推計を行いました。

推計の結果は別表2のとおりとなっております。

別表2

単位 ; kg-co2 (電気使用量は kWh)

	2012	2018	2012比	2023目標 2012比
公用車燃料	210,923	158,743	▲24.7%	▲50.0%
電気	3,578,704	3,374,560	▲5.7%	▲30.3%
(電気使用量)	7,226,332	6,908,415	▲4.4%	▲27.7%
施設燃料	2,524,446	2,166,024	▲14.2%	0.00%
合計	6,314,073	5,699,327	▲9.7%	▲18.8%

3) 仮施設整備事業、インキュベーション事業における取り組み

i 東日本大震災に係る仮施設(工場・店舗等)整備事業における取り組み

東日本大震災発生直後から被災地調査等を実施し、国(中小企業庁・局)と一体となって、被災市町村に直接訪問し、制度の説明を開始するとともに具体的なニーズを把握。ニーズを基に中小企業庁と協議を重ね仮施設整備事業の枠組みの構築し、仮施設(工場・店舗等)の施設整備に着手しました。

仮施設の事例



「葛尾村：三春町字恵下越地区仮設店舗」
(平成28年12月竣工：福島県三春町)



「浪江町本城地区仮設事務所」
(平成29年9月竣工：福島県浪江町)



「浪江町大字幾世橋地区仮設店舗」
「まち なみ まるしえ」
(平成28年10月竣工：福島県浪江町)

平成30年度の仮施設整備事業の実施状況

県名	基本契約	着工済 (完成含む)	完成
青森県	0 (27)	0 (27)	0 (27)
岩手県	0 (362)	0 (362)	0 (362)
宮城県	0 (149)	0 (149)	0 (149)
福島県	0 (108)	0 (108)	3(108)
茨城県	0 (1)	0 (1)	0 (1)
長野県	0 (1)	0 (1)	0 (1)
合計	0(648)	0(648)	3(648)

区分	基本契約	着工済	完成
案件数	0 (648)	0 (648)	3(648)
区画数	0(3,639)	0(3,639)	9(3,639)
面積(m ²)	0(230,060)	0(230,060)	941(230,060)

※()内は平成23年度からの累計

①仮施設整備事業における環境対策

ア. 汚水排水処理のための施設仕様

仮施設整備事業を進めるに当たり、大きな障害となったのは、東日本大震災による公共下水道施設の被害でした。仮施設とはいえ、当然、汚水排水が発生するのですが、多くの公共下水道が被害を受けて機能を失ったため、汚水排水を別途処理して、環境基準をクリアした水質にして排水しなければならなかったのです。

震災により大きな被害を受けた下水処理場



このため、公共下水道に代わり、汚水排水処理を行うために「合併処理浄化槽」を各施設の敷地内に設置し、施設からの汚水排水を浄化した後に排水する施設仕様を採用しました。全仮施設のうち、6割以上の地区は公共下水道が使用できなかったため、「合併浄化槽」により排水の環境保全に努めました。平成30年度にも公共下水道が使用できない地域での仮設工事において「合併浄化槽」を設置しました。

事務所などには小型の5人槽から、飲食店などの集合店舗の地区には数百人槽のタイプまで、設置基準に合わせて大小様々なタイプを設置しています。

小型合併浄化槽(5人槽)



大型合併浄化槽(160人槽×4基)



イ. 廃材を少なくするための取り組み他

仮設施設の建物のほとんどは「プレハブ」を使用しています。プレハブは施工のスピードが早いことに加え、建物撤去後も部材を再利用しやすいため、廃材が出にくいという特徴があります。

また、仮設施設の外構部分については、アスファルト舗装する部分をできるだけ少なくして、碎石舗装をメインとして採用しています。このことでアスファルト廃材の発生を抑えるほか、碎石舗装は雨水が浸透しやすいことから、地下水涵養の面でも効果を発揮すると言えます。

仮施設の碎石舗装とアスファルト舗装の使い分けの状況



浪江町:南相馬市信田沢字尼ヶ折仮施設設

(福島県南相馬市)



石巻市雄勝地区仮設工場

(宮城県石巻市)

ウ. その他の環境に配慮した取り組み

工事関連車両及び工事関係重機及び資材の搬出入ルートについて、周辺住民の生活環境への影響を及ぼさないよう配慮し、必要に応じて交通整理員配置や路面清掃、粉じん飛散防止のための仮囲いの設置等を行いました。

建設機械に関しては、従来の建築工事の環境配慮と同様、排出基準をクリアした排出ガス対策型建設機械を採用するとともに、建設機械による近隣への騒音等防止対策として、低振動・低騒音型の建設機械を使用し、環境に配慮しました。

また、外構に設置する外灯（防犯灯）をタイマー制御式にして省エネに配慮しました。

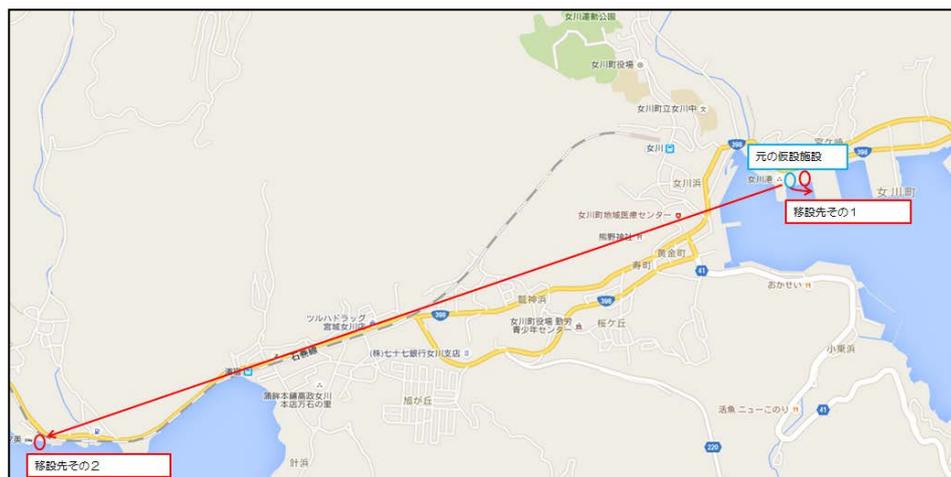
さらに、工事に際して、資源の有効的な利用及び環境保全を図ることを目的とした再生資源（リサイクル）の活用に努めました。

②仮設施設の移設助成支援の実施（建設資材の有効活用）

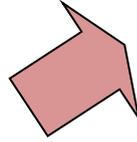
震災からの時間経過により、仮設施設を取り巻く状況も変わってきました。具体的には、復興関連事業の実施などにより、仮設施設の存続ができなくなる状況が生じてきたのです。このため、仮設施設を移設し有効活用しようという取り組みが行われるようになりました。中小機構は市町村が実施する「仮設施設の移設」に対して助成支援を行い、仮設施設の建設資材の再利用を積極的に進めています。

宮城県女川町宮ヶ崎地区仮設施設 移設助成事業

【移設場所 位置図】



【移設前 仮施設写真】



【移設後】



移設先 (その1)

移設先 (その2)



宮城県石巻市魚町一丁目地区仮施設 移設助成事業

【移設場所 位置図】



【移設前 仮施設設写真】



↓ 【移設後】



i インキュベーション事業における取り組み

中小機構では、インキュベーション事業等の施設運営事業を全国34箇所で展開しており、以下の取り組みを行っています。

①環境負荷の低減への配慮

施設建築工事及び用地造成工事における環境負荷の一層の低減を図ることを目的として、平成17年7月に「機構の環境配慮に対する基本的な取組みについて」を策定し、事業実施部門とともに取り組んでまいりました。平成21年度以降は施設建設工事、用地造成工事を行っていませんが、今後における改修、補修工事においても当該基本的な取組みを踏まえて事業を進めることとしています。

機構の環境配慮に対する基本的な取組みについて(平成 17 年 7 月)

近年、深刻化する地球温暖化や産業廃棄物の排出などの地球温暖化問題について、緊急な社会問題であると認識し、当機構においても環境配慮促進法の制定を受けて、インキュベーション施設整備事業および産業用地基盤整備事業において、環境に配慮した事業運営に努め、循環型社会の形成に向けて役割を果たすこととしたい。

1. 環境保全の基本方針

(1) 事業共通の取組み

①建設現場の環境対策（主に工事施工時における地球温暖化対策）

インキュベーション施設の建設、産業用地の造成等の建設工事の実施にあたっては排出ガス対策型、低振動・低騒音型建設機械を採用するとともに受注者に対して建設機械のアイドリングストップ、適正整備等の指導を行うことにより環境負荷の低減に努めることとする。

- ・排出ガス対策型建設機械の導入を推進する。
- ・低振動・低騒音工法の導入を推進する。
- ・請負工事へ ISO14001 を適用する。
- ・建設現場で稼働する車両・重機のアイドリングストップおよび適正整備を受注者に対して指導する。
- ・建設発生土の場内有効利用を促進して場外搬出量の削減や、工事間利用等の促進による搬送距離の短縮に取り組む。
- ・建設現場の事務所等において受注者に対してエネルギー効率の高い空調・照明機器の使用、こまめな消灯および空調温度の適性化等、受注者に対して指導する

② 建設副産物対策（廃棄物の削減）

- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律を中心とした新たな制度の適正な運用、建設副産物の発生抑制技術や再生利用技術の開発、活用等を通じて、引き続きリサイクル率を向上し環境負荷の低減を図ることとする。・関係機関との連絡調整協議会へ参画する。（建設発生土、伐採伐根材、リサイクル技術の対策会議も含む）
- ・建設副産物の発生抑制を推進する。
- ・再生資材の利用を促進する。（再生骨材、再生アスファルト合材の活用も含む）

(2) インキュベーション施設における省資源・省エネルギー化（主に計画、設計時の地球温暖化対策）

- ・機構の工事によって整備される各種の施設においては、より耐用年数の長い施設、省資源・省エネルギーに資する施設、環境と調和する施設等の品質の向上を計画段階・設計段階から図ることにより、ライフサイクルを通じて環境に対する負荷の低減が図られるように努める。
- ・外壁・屋根・窓などの外壁に接する部位の熱源に対する設計を工夫することで暖房負荷や冷房負荷における年間熱負荷を少なくする。
- ・使用状況や制御方法に応じた適切な設備機器の配置やゾーニングを行う。
- ・効率の良い設備機器や設備システムを採用する。
- ・効率が高まる制御方法やシステムを採用する。
- ・自然エネルギーの利用や廃熱利用など化石燃料以外のエネルギー源や熱源を採用する。
- ・施設の維持管理を合理化する。（照明、熱交換設備等の省エネルギー化も含む）
- ・環境と調和した材料、工法の積極的な活用を図る。
- ・良好な景観の形成やヒートアイランド現象の緩和などに寄与する屋上緑化を積極的に採用する。
- ・自然表土の保護、浸透性舗装の採用を検討する。

② インキュベーション施設における環境対策

ア. 環境負荷低減を目指した施設仕様

中小機構のインキュベーション施設は、入居企業の実験・研究活動に伴って排出される排気の換気設備、排水の中和処理設備、廃棄物の一時保管設備等の環境保全に配慮した機能を備えるとともに、節電・節水、換気等のライフサイクルコストの低減に対応した仕様となっています。

施設計画段階から、「エネルギー」・「資源」・「周辺環境」等も考慮し、多方面から環境負荷の低減を図ることができるよう検討しており、特に省エネルギーに関しては、環境負荷の低減にダイレクトに繋がることから、重点を置いて取り組んでいます。

インキュベーション施設における環境負荷低減の事例を以下に紹介します。

【事例1】人感センサー、調光センサーによる照明制御：[省エネルギー]

使用頻度が限定される廊下、階段室、トイレ等の共用部分では、人感センサーにより、必要時のみ照明が点灯する設定としています。また、賃貸用のオフィスや実験室では、室内の光量が常に一定となるよう照明器具の出力を自動調節する調光センサーを採用することで、省エネ効果を図っています。



人感センサーによるトイレの照明制御
(くまもと大学)



調光センサーによる実験室の照明制御
(京都御車)

【事例2】トップライトによる自然採光の活用：[省エネルギー]

トップライト（天窗）を設けることで、自然採光を積極的に活用しています。



トップライト（慶應藤沢）



トップライト（神戸健康産業）

【事例3】実験排水の中和処理設備：[環境保全]

排水の中和処理を行う処理施設を設け、入居企業の実験・研究活動に伴って排出される実験排水（洗浄水）を、PH調整を行ったうえで公共下水道に排出しています。さらに、入居企業に対して、各自治体の定める下水道基準に適合した排水とするよう指導するとともに、監視柵とPH監視盤によるPHチェックも行うことにより、継続的に環境保全を図っています。



中和処理設備（いしかわ）



排水水質検査（北大）

イ. 入居企業の選定、指導

インキュベーション施設における環境負荷の低減、省エネルギーの推進を図るためには、施設を利用する入居企業の協力が不可欠です。入居企業の選定、指導については、以下により取り組んでいます。

・賃貸審査会

インキュベーション施設への入居申し込みがあった場合には、入居希望者の事業内容の妥当性ととも、事業・研究活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害防止に関する法令等の遵守や他の入居企業及び周辺住民に危険又は迷惑を及ぼす恐れのないことも確認のうえで、入居の適否を判定しています。

・入居企業に対する指導

入居企業に対しては、入居前に説明会を開催し、賃借に当たっての手続きだけでなく、施設を使用する上の遵守事項等について説明しています。

また、入居企業に対する部屋の引渡し時には、施設概要、安全管理マニュアル、各種法令手続き資料等からなる施設説明書を貸与した上で、事業・研究活動によって大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭、産業廃棄物など、人の健康や生活環境へ影響を与えるものを出不さないよう、指導しています。



入居説明会（農工大）



入居企業によるスクラバー（洗浄集塵装置）の設置（名古屋医工）

4. 環境報告書の記載事項に関する告示との比較

環境報告書の記載事項等に関する告示	中小機構の環境報告書
事業活動に係る環境配慮の方針 (告示第2の1)	<ul style="list-style-type: none"> ・はじめに 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (1) 事業活動における環境配慮の方針
主要な事業内容、対象とする事業年度等 (告示第2の2)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中小機構について 2. 報告書作成の基本的要件
事業活動に係る環境配慮の計画 (告示第2の3)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (3) 環境保全に配慮した取り組みの概要
事業活動に係る環境配慮の取組の体制等 (告示第2の4)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (2) 環境保全に配慮した取り組みの推進体制
事業活動に係る環境配慮の取組の状況等 (告示第2の5)	<ul style="list-style-type: none"> 3. 環境保全に配慮した取り組み概要 (3) 環境保全に配慮した取り組みの概要
その他 (告示第2の7)	-

5. 中小機構本部・地域本部等 所在地一覧

令和元年4月1日現在

名称	所在地	電話番号(代表)
本部	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-3433-8811

【 地域本部等 】

北海道本部	北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階	011-210-7470
東北本部	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第1生命タワービル6階	022-399-6111
関東本部	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1509
中部本部	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-201-3003
北陸本部	石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5761
近畿本部	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階	06-6264-8611
中国本部	広島県広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル3階	082-502-6300
四国本部	香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階	087-811-3330
九州本部	福岡県福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.	092-263-1500
沖縄事務所	沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566
南九州事務所	鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 商工会議所ビル6階	099-219-7882

【 中小企業大学校 】

旭川校	北海道旭川市緑が丘東 3 条 2-2- 1	0166-65-1200
仙台校	宮城県仙台市青葉区落合 4-2-5	022-392-8811
三条校	新潟県三条市上野原 570	0256-38-0770
東京校	東京都東大和市桜が丘 2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	愛知県瀬戸市川平町 79	0561-48-3401
関西校	兵庫県神崎郡福崎町高岡 1929	0790-22-5931
広島校	広島県広島市西区草津新町 1-21-5	082-278-4955
直方校	福岡県直方市永満寺 1463-2	0949-28-1144
人吉校	熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1	0966-23-6800